

LUM会員規約（LUM-R規約）



章	条	項目
第1章	1	(LUM-Rについて)
	2	(規約内の言葉と目的)
第2章	3	(基本的な出品条件)
	4	(出品会員の申告および義務項目)
	5	(車両コンディションの保障)
	6	(出品会員ユーザー登録)
	7	(出品会員の会費)
	8	(出品方法)
	9	(出品車両の抹消登録)
	10	(出品中止)
	11	(流札車両の搬出と再出品)
	12	(LUM-R車両の出品料及び成約料)
第3章	13	(入札会員の定義)
	14	(入札会員登録)
	15	(入札会員の会費)
	16	(入会方法)
第4章	17	(落札の決定及び落札車両代金・落札料の支払)
	18	(落札車両の引取)
	19	(落札会員の責任)
	20	(落札車両の車両情報と再検査の義務)
第5章	21	(指定陸送会社)
	22	(陸送と搬出)
	23	(自動輸送の料金)
	24	(自動輸送利用規約)
第6章	25	(CCSの作成と画像撮影)
	26	(コンディション・チェックの実施条件)
	27	(出品車両のデータ)
	28	(CCS) (損傷の表示)
	29	(CCS) (表示方法)
	30	(CCS) (評価点、内装評価)
第7章	31	(クレームの規定)
	32	(出品会員クレーム)
	33	(落札会員クレーム)
	34	(クレームの申立て)
	35	(クレームの事実確認)
	36	(クレーム判断)
	37	(車両付帯品の確認)
	38	(車両代金の値引き・部品支給)
	39	(クレーム申立ての却下)
	40	(クレームの申請期間及び対応基準)
	41	(LUM-R限定でクレームが成立しない条件)
	42	(クレーム成立時の返却輸送費用)
第8章	43	(ペナルティー一覧及び事務局ペナルティ)
	44	(差し替えペナルティ・再交付ペナルティ)
	45	(搬出遅延ペナルティ)
	46	(譲渡書類の送付遅延ペナルティ)
	47	(直接連絡ペナルティ)
	48	(事務局ペナルティ)
	49	(その他ペナルティ)
第9章	50	(キャンセル)
	51	(キャンセルに伴う損害賠償)
第10章	52	(譲渡書類の提出)
	53	(提出を受けた譲渡書類の引渡し)
	54	(所有権の移転)

第10章	55	(自賠償)
	56	(リサイクル料金)
第11章	57	(個人情報)
	58	(個人情報の利用目的)

第1章 総則

1条 (LUM-Rについて)

1	株式会社ユニケットの運営する自動車オークションを、Logico Universal Marketと称します。
2	以下、株式会社ユニケットをUKT、Logico Universal MarketをLUMといいます。
3	「LUM-R」は、LUM入札会とは別で出品会員が自社の管理地に在庫保有している車両を出品できるシステムのことを言います。
4	LUM-R規約とは、LUM-Rにおける画像出品に関わる規約とします。

2条 (規約内の言葉と目的)

1	LUM-Rとは、自社または個人の管理地に在庫保有している車両を画像出品できるシステムを言います。
2	出品検査を、コンディションチェック（以下、CC）といいます。
3	出品表は、コンディションチェックシート（以下、CCS）は、「車両の状態を表示するシート」を言います。
4	引取先とは、出品会員の車両在庫保管地になります。

第2章 出品

3条 (基本的な出品条件)

1	文字看板の消去、燃料の補給、車載器などの個人情報の破棄が行われている車両とします。
2	出品する車両の引取先は、CCSに都道府県名まで記載して出品するものとします。
3	出品会員は、車両に関する故障・損害の責任を、落札会員が車両を引取り、規約の期間内での検品完了するまで負うものとします。
4	出品する車両は出品会員に所有権がある車両とします。
5	出品会員の責任で、盗難歴を確認し、盗難品・遺失物でない車両とします。
6	保安基準に適合し、法的に問題のない車両とします。
7	出品する車両は、債権債務上の制約・拘束（第三者に対する残債務、譲渡担保・質権等の担保権の設定）が一切なく、第三者又は善意の第三者から何らの権利主張をされない事とします。
8	出品する車両は燃料漏れしていない車両とします。
9	出品する車両は、触媒が欠品していない車両とします。
10	冷蔵冷凍装備する車両（フロン排出抑制法に基づくもの）を出品する場合、第一種特定製品に関する簡易・定期点検記録簿を車内に搭載して出品するものとします。
11	出品する車両の譲渡書類が無いものについては、出品することができないものとします。
12	出品する車両は、日本国内に所在する事とします。
13	出品会員による、自らの出品する車両への入札はできないものとします。
14	再出品は初出品から4開催以内に1度だけできるものとします。
15	2回目以降の再出品は既定の再出品料を支払うものとします。
16	出品会員は指定された期日までに譲渡証明書・抹消証明書・車検証等の書類一式の写しを、UKTに提出するものとします。
17	UKTは、以下の各項に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負わないものとします。 ① 出品会員が、LUM-R出品した車両に関しての二重販売、誤った搬出などで落札会員に損害を与えた場合。 ② UKTの営業時間外、土曜日又は日曜祭日などの休業時に発生する各種受付の遅れによる会員の損害。 ③ 出品会員が、規約に違反する事を行った場合、又は規約を誤解した事により、自らに損害が発生した場合。

4条 (出品会員の申告および義務項目)

1	レンタカー、事業用車の車歴
2	Nox不適合車
3	事故現状車
4	不動車
5	重大な欠品部品がある
6	軽自動車検査証の初度検査年度
7	スタッドレスタイヤ装着及びジャッキ、工具、スペアタイヤ、パンク修理キット欠品の有無
8	基本装備品の不具合
9	機関部、機構部、電装部の不具合、その他走行メーターの交換歴、冠水歴
10	改造がある場合の改造内容
11	前期、後期
12	電気自動車等の充電ケーブルの有無

- 13
- リサイクル料金の預託の有無、その内訳及び預託金額
- 14
- 登録遅れの車両
- 15
- LPG／CNGの容器タンク検査有効期限と検査証明書の有無
- 16
- 車検の有効期間がある車両（軽自動車を除く）は、自動車税が納税済みであることを確認するものとします。
- 17
- 輸送業者へ印刷したCCSを手渡し検車を行うものとし、搬出前にドライバーに署名を受け取るものとします。

5条（車両コンディションの保障）

- 1
- 落札した車両のバッテリーの充電量は、引取の輸送に対応できる残量を出品会員の責任で保持するものとします。
- 2
- 車両の運搬などに支障をきたす場合は、出品会員にCCSへの記載義務があるものとします。
- 3
- 出品会員は、引渡しに掛かる費用が発生した場合、全ての負担をするものとします。

6条（出品会員ユーザー登録）

- 1
- 出品会員は、UKTに対し、WEBにてLUM-Rユーザー登録及び古物商許可証の写しの送付を行うものとします。

7条（出品会員の会費）

- 1
- 無償とします。

8条（出品方法）

- 1
- 出品依頼は出品会員が出品フォームより車両登録を行い査定シートと車両画像をUKTへ提出し、出品車両を出品会員の責任と費用負担で車両保管地に保管するものとします。
- 2
- 出品会員は、出品車両に最低売却希望価格を設定し出品できるものとします。
- 3
- 最低売却希望価格を設定をされない場合は17時を越えた時点で最高入札価格にて自動成約となります。
- 4
- 開催日の15時～17時の間に入札価格を確認し、希望価格に届かない場合には再出品または搬出の判断をするものとします。
- 5
- 車両登録時の入力項目は以下とします。

会社名	LUM入札会に登録済の名称
担当者名	連絡可能な担当者
連絡先	担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス）
車両所在地	車両保管地
定休日	月、火、水、木、金、土、日、祝
営業時間	0：00～23：30
引取不可日時	搬出不可日時
最低売却希望価格 （千円）	0または1千円～ ※設定しない場合は0と入力するものとします。
検査日	出品の1か月以内 ※検査後に大幅な状態の変化があった場合は再査定するものとします。
初度登録	製造年度にかかわらず、車検証の初度登録年月を記載
車台番号	車両と車検証で同一の車台番号
登録番号	車検証の登録番号
メーカー	車検証の車名
車種	通常の車種名
型式	車検証の型式
グレード	出品会員の申告により記載
排気量（CC）	通称の排気量（1500、2000など四捨五入切り上げ）
燃料	ガソリン、軽油、LPG、電気、ハイブリッド、CNG、その他
ミッション	AT、MT、MT（3ペダル）、その他（2ペダル）、その他（3ペダル）
駆動	2WD、4WD
最大定員	車検証の乗車定員
最大積載量（kg）	通常の最大積載量（0.3、0.4など四捨五入切り捨て）
型式指定番号	車検証の型式指定番号
類別区分番号	車検証の類別区分番号
リサイクル料金	自動車リサイクル料の預託証明書または預託を証する書面に記載されている預託合計金額
走行距離（km）	走行メーターのkm
走行メーター	交換、不明 ※タコ一体型メーターは不明とします。
保証書	有（車台番号、社名印の記載があるもの）、無
記録簿	有、無
色コード	出品会員の申告により記載
福祉車両	非課税車両、課税車両
車歴	レンタカー、事業用
Nox規制	適合、不適合

装備（純正）	AC、AW、PS、PW、ナビ、TV、SR、左PSD、右PSD、スペアタイヤ、スペアキー
欠品	上記「装備」を含めた車両の全ての装備の欠品
セールスポイント	パワーバックドアやリモコンエンジンスターターなどのアピールしたいポイント
その他注意事項	機関部、機構部、電装部の不具合、その他走行メーターの交換歴、冠水歴、安全運転サポート装置の不具合、同機器の稼働を妨げる改造、部品の交換、その他UKTに報告する事項
お支払、ご請求先	支払先・請求先名称、住所
口座情報	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義

- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 出品会員は、出品・変更・削除の全ての責任を負うことに同意することとします。
- 出品会員は車両の情報を提供し、CCSの作成代行を、UKTに委託するものとします。
- 出品会員は出品確定前にCCSを確認し、訂正を行う場合は開催2営業日前の午前10時までに事務局に連絡するものとします。
- 期限を過ぎると自動的に出品が確定となり、期限までに連絡のないCCSの訂正に関してはUKTは責任を負わないものとします。
- 搬出する際にガス欠やパンク等が発生していた場合、出品会員の責任において対応し陸送できる状態にするものとします。
- 出品車両の車両データと車両コンディション画像は、WEBサイトに掲載するものとします。
- UKTは、必要に応じて出品車両を制限する事ができるものとします。
- 出品時に表示された走行距離が100km以上の相違がある場合は内規によるペナルティを定め、自走による走行距離の差異はノーペナルティとします。

9条（出品車両の抹消登録）

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 全ての出品車両は、原則的に抹消登録を行うものとします。
- 開催月を除く車検残月数が12か月超の場合は、車検付きでの出品できるものとします。
- | | | |
|--------------|-----|--------|
| 車検残月数 | 開催月 | 13か月目～ |
| ×=抹消、●=車検付出品 | 除く | ● |
- 出品会員の希望により、全て抹消出品する事ができるものとします。
- 出品車両の抹消は、出品会員が抹消登録を行うものとします。

10条（出品中止）

- 1
- 2
- 出品中止は、LUM開催日の4営業日前までに、出品会員が文書にてその旨をUKTに通知するものとします。
- 出品車両の落札後に、出品中止を行う場合は、出品会員がキャンセル料を負担するものとします。

11条（流札車両の搬出と再出品）

- 1
- 2
- 出品会員は、流札した車両の再出品もしくは搬出の指示を開催翌日までにを行うものとします。
- 再出品しない車両は速やかにUKTに通知するものとします。

12条（LUM-Rの出品料及び成約料）

- 1
- 2
- 手数料は、別表のLUM-R出品料／成約料のとおりとします。
- 出品会員は、LUM開催日から起算し、21日以内に支払うものとします。

1台あたり	小型車	大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
出品料	¥ 10,000	¥ 20,000	あり	
成約料	¥ 10,000	¥ 20,000		
再出品料	¥ 3,000	¥ 3,000		

第3章 入札

13条（入札会員の定義）

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- LUM入札会の会員登録をするものとします。
- WEBにて入札会員申込を行い、UKTの行う入会審査後に会員登録されるものとします。
- 所轄公安委員会発行の古物商許可（自動車）を取得し、UKTにその古物商許可番号を報告するものとします。
- 個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報を適切に管理できるものとします。
- 落札車両を、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有するものに再提供せず、又、同目的に自ら使用又は第三者に使用させないものとします。

14条（入札会員登録）

- 1
- 2
- 3
- 4
- 入札会員は、UKTに対し、WEBにてLUM入札会員申込インプット及び郵送にて必要書類の送付を行うものとします。
- ＊必要書類（商業登記簿謄本、古物商許可証の写し、直近の決算書2期分）
- UKTは、入会審査後に入札会員登録を行うものとします。
- UKTが認めた場合は、必要書類等について、必要書類に準じたものの代替を認めるものとします。
- UKTの要求があった場合は、登録期間中であっても新たに入札会員登録や書類の再提出を行うものとします。

15条 (入札会員の会費)

- 1
- 入札会員は、下記のLUM入札年会費を会員登録時に一括して支払うものとし、中途の退会は返却されないものとします。
- 2
- 入札会員登録の時期により年会費が、2月～7月登録は全額、8月～翌年1月登録は年額の50%とします。

3	LUM-R年会費	年額	消費税	(単位・円、振込手数料別)
		50,000	あり	

16条 (入札方法)

- 1
- 入札方法は、入札会員が責任を持ってパソコン機器およびインターネット環境を準備し、WEBサイトより入札するものとします。
- 2
- 来場及び下見サービスはできないものとします。
- 3
- 入札締切後の入札価格の変更はできないものとします。
- 4
- 同額入札の場合は、入札時間の早いものを優先とします。

第4章 落札

17条 (落札の決定及び落札車両代金・落札料の支払)

- 1
- 最高価格で入札し出品会員が成約を了解した場合に限り、当該車両の落札が確定し落札車両の売買契約が成立したものとします。
- 2
- 落札会員は、落札車両代金／落札料／預託済みのリサイクル料金／遅延金などの未払い料金を支払うものとします。
- 3
- 支払期限は、LUM開催日から起算し4日以内に支払うものとします。(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 4
- 落札料は、小型車、大型車問わず別設定し、WEB掲載のshowroomリストに料金を表示するものとします。

落札料	小型車	大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料)
	10,000	20,000	なし	

18条 (落札車両の引取)

- 1
- 落札車両代金／落札料／預託済みのリサイクル料金の銀行入金がUKTによって確認された後、出品会員の在庫保管地にて落札車両を受取るものとします。
- 2
- UKTは車両代金の入金確認ができ次第、出品会員へ入金確認済メールを送付するものとし、出品会員はこれをもって落札車両の引き渡しをおこなうものとする。またこのメール到着前に搬出対応をする場合は出品会員の責任において専用窓口にて入金確認を行うものとする。
- 3
- 落札会員は、車両受け取りの陸送会社を、UKT指定の陸送会社とすることを条件とします。
- 4
- 不動産については、落札会員が輸送会社を指定し、UKTが開示する引取先より手配するものとします。
- 5
- 落札車両の受取は、LUM開催日翌日以降の営業日の9時から17時の間とします。但し、UKTからの引取先開示時に日時の指定がある場合はその指示に従うものとします。
- 6
- 搬出前に、内外装の損傷及び装備品を確認するものとします。
- 7
- 車両搬出時に出品会員の責任によりCCS記載の物品（キーレス、ナビロム等、または保証書、記録簿、取扱説明書等）を陸送業者に引き渡し署名を受け取るものとします。
- 8
- 落札車両の搬出と搬出遅延ペナルティ
- ①
- 搬出期限は、土、日、祝日を除き、LUM-R開催日から起算し4日以内とします。
- ②
- 出品会員は成約車両を翌日10時までに受け渡せる状態にし、搬出できない場合は売買契約の解除を受け付けるものとします。
- ③
- 搬出期限後（5日目以降）は、1台/1日あたり（搬出日を含む）、別表記載の搬出遅延ペナルティをUKTに支払うものとします。
- ④
- 搬出遅延ペナルティの支払期限は、土曜日、日曜日、祝日を除き、UKTの請求に基づくものとします。
- ⑤
- 搬出遅延ペナルティが、既定の支払日を超えても入金されていない場合は入金完了までLUM-Rの入札を停止するものとします。

19条 (落札会員の責任)

- 1
- 落札車両の使用者に対し、落札車両に関する情報の問合せを一切行わないものとします。
- 2
- 搬出後に事故、法令違反、盗難などを起こした場合は、落札会員の責任と費用負担にて解決するものとします。
- 3
- 移転登録前に交通違反を起こした場合は、UKT経由にて出品会員に対して違約金を支払うものとします。

違約金（交通違反）	小型車/大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	40,000	なし	

20条 (落札車両の車両情報と再検査の義務)

- 1
- 落札会員は落札した車両の車両情報を、CCSから確認するものとします。
- 2
- 落札した車両は、落札会員が再度検査確認を行う事とします。
- 3
- 落札した車両は、落札会員の責任において引取先で再検査を実施し搬出するものとします。
- 4
- 落札した車両に引取先でCCSとの内容相違が発見された場合は、定められた期限内にクレーム申告を行うものとします。

第5章 陸送

21条 (指定陸送会社)

- 1
- 落札車両は、指定陸送会社の自動輸送を利用するものとします。但し、不動産に限り自社手配を可能とします。

- 2

指定陸送会社は、株式会社ロジコとします。
- 3

UKTは落札後指定陸送会社へ自動輸送を依頼をするものとします。
- 4

自動輸送を利用する場合、落札会員は打ち合わせ時に陸送料金、車両の引き取りまたは納車日および陸送に関する契約事項を株式会社ロジコに確認するものとします。
- 5

自動輸送を利用する場合でもUKTは陸送中の事故、遅延等およびこれにより生じるクレームやペナルティについて、一切の責任を負わないものとします。

22条（陸送と搬出）

- 1

搬出時はUKT指定のチェックシートを使用し傷の確認を行うものとします。
- 2

自動輸送の場合は、UKTが指定陸送会社へ依頼するものとします。
- 3

自動輸送輸送以外の搬出は落札後にUKTより通知する車両保管地を確認し、自社にて陸送の手配することとします。
- 4

落札会員が輸送会社指定で搬出を行う場合は、1台当たりの搬出料金をUKTに支払うことにより車両搬出が出来るものとします。
- | 搬出料金（1台） | 小型車 | 大型車 | 消費税 | （単位・円、振込手数料） |
|----------|-------|-------|-----|--------------|
| | 1,500 | 1,500 | あり | |
- 4

自社手配の場合は、UKTは落札会員へ車両保管地を開示し、落札会員は自ら陸送の手配を行うものとします。
- 5

落札会員は出品会員へ事前連絡し、車両引上げの調整を行うものとします（定休日、積載車の搬入の可否等）
- 6

落札会員は、UKTの定める搬出期限までに落札車両を搬出することとします。
- 7

出品会員は、UKTが車両代金の入金確認後に送付する搬出許可メールを確認後、車両を落札会員へ引き渡すことができるものとします。
- 8

出品会員は搬出許可メールが届いていない場合はUKTの専用窓口で連絡し、入金の確認をすることとします。
- 9

落札車両の搬出は落札会員の責任において必ずCCSをもとに検車を行い、出品会員、輸送業者（ドライバー）双方の署名を記入した上でUKT指定のチェックシートを出品会員へ渡し、出品会員はそれをUKTに提出するものとします。
- 10

搬出時の検車においてCCSに記載のない欠品及び不良等が発見された場合は、チェックシートにその旨を記載し現認を行うものとします。
- 11

搬出時にガス欠、パンク等が発生していた場合、出品会員の責任で対応、陸送できる状態にしなければならないものとします。

23条（自動輸送の料金）

- 1

自動輸送の陸送料金は、出品会員の登録した所在地から落札会員の登録した所在地までの距離と条件に基づいて算出するものとします。
- 2

ロジコが提供するWEB見積サービス「ロジNAVI」を利用し、輸送料金を確認するものとします。
- 3

掲示の陸送料金は参考金額とし、車両の状態、種別、地域により変動するため、陸送料金の確定は、落札会員と指定陸送会社との間において行うものとします。
- 4

陸送料金は落札会員が負担するものとします。

24条（自動輸送利用規約）

- 1

その他陸送に関する詳細はロジコ陸送規約に定めるものとします。

第6章 コンディションチェック

25条（CCSの作成と画像撮影）

- 1

出品会員は、UKTの指定する出品マニュアルに従い、CCSに表示する車両の画像撮影、査定シートの記入、車両情報の登録を行う事とします。
- 2

出品会員は査定を行い、査定結果を査定シートへ記載しUKTへ提出することとします。
- 3

UKTはCCSの作成代行を行い、査定シートは画像で表示するものとします。
- 4

出品会員は、CCSの作成後は車両の状態を保ち、落札会員の引取まで状態の変更がないよう管理することとします。

26条（コンディション・チェックの実施条件）

- 1

出品会員はCCを行い、機関部、駆動部、可動部の不具合、走行メーターの交換歴及び冠水歴をUKTへの出品時の申告義務項目とします。
- 2

出品会員はCCを行い、安全運転サポート装置の不具合、同機器の稼働を妨げる改造、部品の交換をUKTへの出品時の申告義務項目とします。
- 3

出品会員はCCを行い、フレーム・主要パーツの改造および車検に通らない部品の溶接取付、ボディ寸法の変更等の改造をUKT出品時の申告義務項目とします。
- 4

出品会員は申告義務項目に関連するクレーム申告が発生した場合は、真摯に対応しクレームが成立した際はその費用負担を行うものとします。
- 5

出品会員は、CCS記載相違がクレームの原因でも契約の解除を受付けるものとします。
- 6

UKTは出品会員から提出された出品情報をCCSへ転記を行い、出品確定前の最終確認は出品会員の責任において行うものとします。

27条（出品車両のデータ）

- 1

車両データ

① 初度登録製造年度にかかわらず、車検証の初度登録年月を表示します

- ② 排気量 通称の排気量（1500、2000など）
- ③ 燃料 ガソリン、軽油、LPG、電気、ハイブリッド、CNG、その他
- ④ シフト AT、MT、その他
- ⑤ 駆動 2WD、4WD、その他
- ⑥ 色コード 出品会員の申告により記載
- ⑦ 車歴 レンタカー、事業用
- ⑧ リサイクル料 預託の有無及び預託金額合計
- ⑨ 走行距離 走行メーターのkm
- ⑩ メーター 交換、不明
- ⑪ 引取先 車両の引取場所を都道府県まで表示
- ⑫ 非課税車両 非課税車両の表記は出品会員からの申告によるものである。
- ⑬ グレード 出品会員の申告により記載

2 装備

- ① 装備の装着は、CCSに表示する特記事項で確認するものとします。
- ② エアコン（AC）及びパワーステアリング（PS）は、○印で装着を記載します。
- ③ タイヤの搭載は車両と同サイズに限り可能とし、本数を記載します。

3 動作確認

- ① 出品会員は、全ての可動部の動作確認は行い、不動及び不良については、特記事項に記載するものとします。
- ② 安全運行に障害のある可動部の不具合は、出品前に申告するものとします。
- ③ ACは、送風のみ動作確認し、温度の確認は行わないものとします。
- ④ トラックの搭載装備（冷凍機、クレーン、パワーゲートなど）の動作確認を行い、不良及び未確認については特記事項に記載するものとします。

4 搭載書類

- ① 保証書は、保証印及び記載の車台No.のみを確認します。
- ② 記録ありは、記載の車台No.のみを確認します。
- ③ 検付自賠償は、記載の車台No.のみを確認します。

5 非課税車両

- ① 出品会員は非課税車両の場合、その旨をUKTに申告するものとします。
- ② 落札会員はCCSに記載がなく落札した車両が非課税対象の福祉車両であっても出品会員の申告がない場合、消費税をUKT経由で出品会員に支払うものとします。
- ③ 2項の場合、落札会員が消費税の還付を自らUKTに申告するものとします。

28条 （CCS）（損傷の表示）

1 損傷の種類・記号・サイズ

損傷の種類	記号	サイズ（おおよそ）
●パネル		
線キズ	A 1	約10cm程度
	A 2	約30cm程度
	A 3	30cmを超える傷
凹み	U 1	5cm程度以内
	U 2	5cm超～15cm程度
	U 3	15cmを超える凹み
凹み （キズ、亀裂）	B 1	5cm程度以内
	B 2	5cm超～15cm程度
	B 3	15cmを超える傷・亀裂を伴う凹み
サビ腐食	C 1	小サビ数か所
	C 2	5cm程度以内
	C 3	15cm程度までのサビ、腐食
修理跡	P	看板消去跡、ペイント跡
	X X	交換跡 （ルーフは修復歴）
	W 1	（小） 補修波が目立たない
	W 2	（中） 補修波が目立つ
	W 3	（大） 再加修が必要

●パネル以外（フロント・リア・サイドガラス、ランプ、サイドミラー、ヘッドランプ等）		
ガラス	G G大 リペア済 X G	約1cm程度のガラスヒビ Gを超える大きなガラスの割れ ヒビが消えている状態のガラスリペア跡 リペア不可 交換を要する場合 ※ガラスの擦り傷、飛び石傷は免責とする

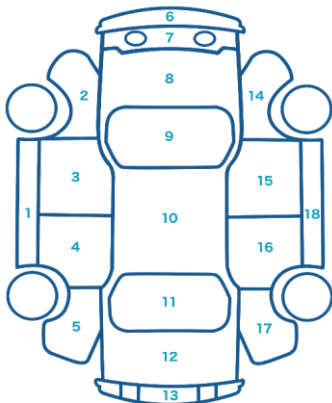
2 各修復歴の種類・記号

●骨格部		
修復歴 (Rレベル)	○	押され、曲がり、歪みの何れか、交換跡、補修跡

29条 (CCS) (表示方法)

1 部位No.、損傷及び修理跡（交換済、補修波、塗装跡）の表示方法

- (1) 各損傷は、CCS内の査定シート内に全て表示します。
(2) 1パネル内の修理跡は、修理跡記号（XX・W・P）を、車体図の部位に表示します。



2 車体図のパネルNo.とガラスの部位No.

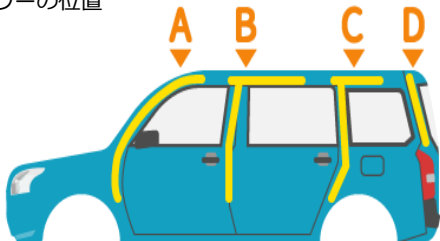
- ・部位No.は、設置位置に関係なく、指定のNo.とします（ヘッドランプ、サイドウインカー、フェンダーミラー）

●部位No.表				
部位No.	パネル、グリル、前後ガラス			ガラス割
			トラック	
6	バンパー			フォグランプ
7	グリル			ヘッドランプ（バンパー位置含）
8	ボンネット		フロントパネル	
9	フロントガラス			
10	ルーフ			
1 18	サイドシルアウター		ドア下のステップ	
2 14	フェンダー	Aピラーアウター	コーナーパネル	サイドウインカー
3 15	フロントドア	Bピラーアウター		サイドガラス（前席）、アウターミラー、安全ガラス
4 16	リヤドア	Cピラーアウター	Wキャブのみ	サイドガラス（後席）
5 17	クォーターパネル	Dピラーアウター	トラック系になし	サイドガラス（荷室）
11	リアガラス			
12	バックドア、トランク		キャビンの背面	テールランプ
13	バンパー			テールランプ（トラック）

*安全ガラスとは、トラック助手席ドア下の安全確認窓のガラスを言います。

*トラックの荷台部及び内装は、査定シート内で画像表示します。

*ピラーの位置



3

修復歴（R）となる損傷表示

- (1) 修復歴（骨格ピンク部分）及び修復歴対象外（イエロー部分）は、損傷があった場合を○で骨格図に記載します。
- (2) カードサイズの傷（Rにならない）については記載しません。
- (3) F（フロント）フロアとは、フルキャブ型の前席下のフロア

1.コアサポート	1
2.バンパーフォースメント	2
3.サイドメンバー突起部	3
4.フロントクロスメンバー	4
5.フロントサイドメンバー	5
6.フロントインサイドパネル	6
7.フロントフロア	7
8.ピラーインナー-A	8
9.ピラーインナー-B	9
10.ダッシュパネル	10
11.センターフロア	11
12.ルーフパネル	12
13.サイドシルインナー	13
14.フロアサイドメンバー	14
15.セットバック	15
16.ピラーインナー-C	16
17.ピラーインナー-D	17
18.トランクフロア	18
19.リアインサイドパネル	19
20.リアサイドメンバー	20
21.リアクロスメンバー	21
22.バックパネル	22
23.バンパーフォースメント	23

30条 (CCS) (評価点、内装評価)

1

LUM-R基準の数値で、CCSに記載するものとします。

2

レベルとは損傷記号にある数字とします。（例：A1⇒1、B3⇒3）

①総合

評価点	走行km	内装評価 ランク	内外装の程度
6	30,000迄	A	ほとんど損傷がなく、無補修で加修の必要がない 無補修で、加修の必要がない エンジン及び足回りが良好 初度登録からの経過月数が、36か月以内
5	60,000迄	A	内外装に、目立たないキズ、凹みがある A1/U1が一か所程度 外装部品の交換がない エンジン及び足回りが良好
4.5	100,000迄	B	レベル2が2パネルまで ボルト交換パネル2か所 合計10点以内 骨格以外の軽微なサビ、小範囲の浮きサビ
4	150,000迄	C	レベル3が1パネルまで レベル2が3パネルまで 合計15点以内 骨格などに小範囲の腐食、広範囲の浮きサビ
3.5	150,000迄	D	溶接を伴う外板パネルの単体もしくは隣接1パネルまでの交換及びカット交換 準主要骨格の単体もしくは隣接1パネルまでの一体交換 B3、C3以下のものが1パネル、XXが1パネルまで 内装の主要部品に欠損や欠品がある 合計25点以内

3	150,000迄	E	3.5の範囲を超えるもの 内外装共に損傷や欠損、欠品があり状態が悪い 全体に補修、交換、張替を必要とする 溶接止め準主要骨格の複数または一体交換
2			再販価値が低い 粗悪車 骨格部分や主要部分に大きな腐食穴 広範囲における腐食や欠損
1			災害車（塩害・ひょう害・冠水等）、改造車
R			修復歴車、事故車

②内装

ランク	内装の程度
A	加修の必要がない。 新車とほぼ同等のもの。 簡単に取れる小さな汚れが全部で2～3か所程度。 大きな部品の欠品がない。
B	加修の必要性が低い。（不具合内容が、余り商品価値に影響しない程度）目 立たない程度の小さな破れ、擦れ、焦げ穴、ビズ穴が数か所程度。
C	軽微な加修が必要。（不具合内容が、商品価値を下げる程度） 目立つ破れ、擦れ、小さなヒビ割れ。 汚れはあるが、クリーニングにより商品価値があがる
D	加修が必要。 多数破れ。（張替が必要） 多数の焦げ穴。（張替が必要） クリーニングをしても落ちないひどい汚れ。
E	大きな加修が必要。 ひどい破れ、汚れ、ヘタリ。 目立つ大きなヒビ割れ、加工跡。（交換が必要） 強い異臭。

第7章 クレーム

31条（クレームの規定）

- クレームが発生した場合、UKTは落札会員と出品会員の間に立ち中立且つ公平な協議を行い、早期解決を目指すものとします。
- 協議での解決とならなかった場合、UKTは下記に定める細則に基づき決定することができるものとします。
- クレームの当事者は、UKTの決定に従うものとします。

32条（出品会員クレーム）

- 出品会員は、出品車両及びCCS、譲渡書類を入念に点検し車両の仕様または不良個所を正確に記入し、クレームの発生を未然に防ぐことに努めるものとします。
- 出品会員は、CCSへ車両情報を明確に表記する必要があり、曖昧または紛らわしい表記についてはUKTの判断でクレーム対象となる場合があるものとします。
- 出品会員は、掲載する画像またはCCSで確認することのできる装備、付属品の欠品、不具合等についてUKTの判断でクレーム対象となる場合があるものとします。
- 出品会員は、成約車両がCCSの記載と大幅に異なる場合には、UKTの判断によりクレーム対象となることを理解するものとします。

33条（落札会員クレーム）

- 出品車両は原則整備済車両としますが、落札会員は落札後に点検及び整備の必要があることの認識を持つものとします。
- 落札会員は、CCSを確認し出品車両の状態を十分把握した上で入札するものとします。また落札後もクレーム申告期限内に、CCSにて車両情報を確認するものとします。

34条（クレームの申立て）

- 落札会員は、下記のクレーム申告期間内に限り、落札車両についての基本事項、仕様、品質、状況、車歴等について、UKTにクレームの申立てをすることができるものとします。
- クレームの申立ては全てUKTを通し申請するものとします。
- クレームの申立ては、全て専用の窓口にて電話にて行うものとします。

- 4
- クレームの申請期限は申告期間最終日の午後5時までとします。
- 5
- クレーム申立ては車両1台につき1回に限りります。
- 6
- メーター改ざん、接合車、冠水歴等、重大な欠陥と疑われるクレーム申請については、UKTが認めた時に限り再度申請をすることができるものとします。
- 7
- クレーム申請者より申請日を含む7日以内にクレーム内容に関する説明がない場合、UKTは当該クレーム申請を却下することができるものとします。

35条（クレームの事実確認）

- 1
- UKTは公平な処理を行う為、申請のあったクレームの事実確認について以下のいずれかの方法で行うものとします。

① ディーラー整備工場による確認

② 過去の出品情報による確認

③ UKT指定陸送会社による車両状態確認書による確認（但し出品会員、落札会員の指定輸送業者双方の確認サインがある場合に限る）
- 2
- メーター改ざん、メーター交換、または盗難車等のクレームについて日本国外の資料は事実確認として採用しないものとします。
- 3
- 事実の確認に要した費用は、原則としてクレーム申請の内容が事実であった場合は出品会員の負担とし、事実でなかった場合は落札会員の負担とします。

36条（クレーム判断）

- 1
- UKTは、クレーム時に出品会員と落札会員の間に入り協議による解決が見られない場合、売買契約の解除、車両代金の値引き、部品支給または申請の却下等のクレーム判断を行うことができるものとします。
- 2
- 1項のクレーム判断で双方の意見が食違う場合に限り、UKTが指定する外部査定専門会社において再査定を行うものとします。再査定の判定結果で敗者が再査定手数料を負担するものとし、UKT経由にて査定会社に支払うものとします。

再査定手数料（1台）	小型車	大型車	消費税	（単位・円、振込手数料）
	50,000+実費	50,000+実費	あり	

37条（車両付帯品の確認）

- 1
- 搬出前に現認があった場合で、落札会員より下記に定めるクレーム申告期限内にCCSに記載の物品（キーレス、ナビロム等、または保証書、記録簿、取扱説明書等）の搭載がなかった場合、クレームの申告を受け付けるものとします。但し、原則搬出時に搭載の有無を確認するものとし、搬出後のクレームは認めないものとします。

38条（車両代金の値引き・部品支給）

- 1
- 落札した車両で下記の事実が判明した際は、UKTは車両代金の値引き若しくは部品支給行うものとします。但し、車両代金を超えた値引きまたは部品支給はできないものとします。
- 2
- CCSに記載のないもの且つ、下記に示す不具合、要加修、商品価値の低下が見込まれるものでUKTが認めた場合

① 内外装及び機関機構の状態

② 標準装備品の欠品、不良および規格外品装着車両

③ レスオプションの車両

④ 画像、CCSなどにより明らかにセールスポイントであるとUKTが判断したもの
- 3
- セールスポイントに記載したものが欠品、不良であった場合
- 4
- その他そぐわぬ品質状況が発覚した場合
- 5
- 値引きの金額は下記を基準に判断するものとします。

① クレーム値引きの金額の裁定には逸失利益は含まない。

② 不具合箇所に対して中古部品が存在する場合は、その仕入れ価格を値引金額の基準とし、新品のみで対応可能な場合は、UKTの判断とする。

③ 原則として工賃は値引き金額裁定の対象外とする。但し、工賃が多額に要するエンジン、ミッションの分解等の場合は最大で50%とし、UKTが裁定する。

④ 金額により部品支給にて対応する場合がある。但し、一定期間を経過しても対象部品がない場合は金銭対応とする。
- 3
- 部品支給に要した費用（送料等）は出品会員が負担するものとします。

39条（クレーム申立ての却下）

- 1
- 下記の各項に該当するクレームは、原則としてクレーム対応とせず、申請を却下します。

① 損傷、装備品または搭載品（付帯品）欠品および不良等の申請で現認がなく搬出した場合

② 落札会員が、クレーム申請以前あるいはUKTがクレーム判断をする前に対象車両を転売した場合または加修等に着手した場合。但し、冠水車両、メーター改ざん車両、違法車両、車両に重大な欠陥があるものはUKTの判断による。

③ 車両代金が50,000円以下のもの。但し、走行テストをしないと不具合が判断できない場合とUKTの内規で定める主要箇所の重大な不具合に該当する場合を除く。

④ CCS未記載、画像未掲載の装備品の不備、不具合、欠品があるが車検受検が可能な場合。

⑤ 判断結果が免責金額（その範囲で加修可能と思われる金額をいい、部品支給については国産は2万円、輸入車は3万円未満の場合及び工賃金額）以下であることが明らかな場合。

- ⑥ クレーム申告後、1週間以上経過しても申請者からUKTに対し何らかの連絡も無い場合またはクレーム内容について説明が無い場合もしくは連絡が取れない場合。
- ⑦ ブレーキ、エンジン調整、タペット調整などの調整代。
- ⑧ 事故現状車に関するクレーム。但し、メーター改ざん等の重大事項、及びUKTの判断でクレームと認めたものを除く。
- ⑨ 並行輸入車における内外装、電装のクレーム
- ⑩ 損傷種類及び損傷サイズ（レベル1～4）の違い
- ⑪ その他内規に定める事項

40条（クレームの申請期間及び対応基準）

- 1

クレームの申請期間、値引き金額及び各対応については以下の通りとします。
- 2

申告期間の最終日が土日祝日の場合は、翌営業日の17時を申告期間最終日とします。
- 3

搬出後にクレーム申告を行う損傷、装備品または搭載品（付帯品）欠品および不良等は搬出前に現認するものとします。

① 総合

クレーム内容	申告期限（到着日を含む）	キャンセル時の対応	現認
法的問題車で現に所有権移転ができない車両及び書類	無期限	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（UKT判断）逸失利益は含まない	
譲渡書類の未提出	遅延日数30日超過時	ペナルティ（10万円）	
接合車			
メーター改ざん（交換も含む）但しCCSに記入の車両は除く	開催日起算180日まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（UKT判断）逸失利益は含まない	
①メーター改ざんが送付した記録簿等から判明したもの	書類到着後30日まで	ペナルティ（5万円）	
②純正メーター交換車両		※走行距離の変わらないメーター交換については出品会員に対してノーペナルティでキャンセルすることができる	
③社外・規格外メーター交換車両		※出品会員が関与していた場合はこの限りではない	
④車検証記載の走行距離相違			
⑤メーターパネル交換または貼付け			
修復歴、消火剤散布跡	車両到着後翌日17時まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（UKT判断）逸失利益は含まない	○
架装品部分の故障		陸送キャンセル費及び落札会員までの往復陸送費、落札代金、落札手数料	○
査定シートを含む画像の相違（内装・外装の傷及び欠品等）但し車検受検拒否の車両に限る		※ペナルティ細則に定める	
各種警告灯点灯に起因する故障、及び搬出後の警告灯の点灯	車両到着後翌日17時まで	原則として15万km以上はノークレーム（UKT判断） 搬出後のクレーム申告は内規に定める値引き	
記載事項の相違（重要装備）		落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料 ※ペナルティ細則に定める	
記載事項の相違（年式、グレード、車歴、型式等準グレード）	書類到着後7日まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（UKT判断）逸失利益は含まない	
エンジンの相違(規格外) シフト改造載換(AT～MT等)	開催日起算30日まで	ペナルティ（5万円）	
記載事項の相違（車名の相違、改造申告漏れ、乗車定員相違等、それらに類する相違）	書類到着後3日まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料	
記載事項の相違（輸入車の平輸、ディーラー車の違いおよび年式違い、前後期モデル申告の相違）		※ペナルティ細則に定める	
未記入の冠水車及び災害車	開催日起算90日まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料および実費・加修費（UKT判断）逸失利益は含まない。ペナルティ（5万円）	
評価点大幅違い	車両到着後3日まで	落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料	
白煙・黒煙・異音		内規に定める値引き	○
装備の故障または車両不具合による出品会員からの陸送不可車両	車両搬出時	落札代金、陸送キャンセル費、落札手数料	○
車検受検拒否車両	無期限	書類到着後14日以内に受検できなかった場合、キャンセル可能 落札代金、落札会員までの往復陸送費、落札手数料、ペナルティ（5万円）	

4 クレーム細目事項を以下の通りに定めます。

【内装】

	クレーム内容	申告期間(到着日含む)	キャンセル時の対応及び処置	現認
内装	①傷、破れ、汚れ、穴、割れ、異臭、悪臭等	車両到着後翌日17時まで	著しく違う場合はUKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き	○
	②シートカバー、ステッカー等、確認が容易にできない場合	車両到着後翌日17時まで	UKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き	
	③ジャッキ、工具、スペアタイヤ、パンク修理キット欠品		欠品記載の場合はノークレーム 欠品の場合は部品支給または内規に定める値引き	
	④標準部品（メーカー装着の純正部品に限る）、オーディオ（リモコン・ナビロム）、フロアマット、ヘッドレストの欠品 ※但し現認の無い保証書・記録簿・メンテナンスノート・その他搭載書類、ホイールナット、リモコンキーの欠品および車台番号の不一致はノークレーム		部品支給、または内規に定める値引き 但し部品単価20,000円（税抜）未満はノークレーム（セールスポイント記載分は対象） 保証書、記録簿の車台番号以外の未記入についてもノークレーム	○
	⑤雨漏り	車両到着後3日まで	著しくひどい場合はUKTの判断により内規に定める値引き	

【外装】

	クレーム内容	申告期間(到着日含む)	対応及び処置	現認
外装	①パネル、バンパー、レンズ類の傷、へこみ、割れ、サビ、腐食、変色、ドアミラーの線キズ、アンテナの曲がり、欠損、脱落	車両到着後翌日17時まで	著しく違う場合はUKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き 但し評価点に影響しない損傷はノークレーム	○
	②ステッカー、テープ類等で目視困難な場合		悪質な場合はUKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き	
	④フロントガラス、サイドガラス、サンルーフガラスの割れ、リペア跡の仕上げ不良		著しく違う場合はUKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き 但し、飛び石キズ、薄ヒビ、すりキズ、ワイパーキズ等はノークレーム	○
	③タイヤ残り溝過失大表示、サイズ違い、スタッドレスタイヤ表記なし		3分山以下は交換要すとみなしノークレーム 中古部品支給または内規に定める値引き	
	⑤同色の色違い(色コードの記載がない場合のみ)		UKTの判断により、内規に定める値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑥色替え		ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑦同色オールペイントの未申告		但し部分的なペイント跡の未申告はノークレーム	
	⑧アルミホイールのキズ、ホイールカバーのキズ、割れ、欠		UKTの判断により、部品支給または内規に定める値引き	○
	⑨標準部品の欠品、社外品、改造等（バンパー、ホイール等、触媒レス等）		部品支給または内規に定める値引き	
	⑩前期または後期使用の改造（一部変更も含む）		同期の部品支給または内規に定める値引き対応 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑪ひょう害車、塩害車、その他重クレーム		保証書記入にて発覚したものは書類到着後3日以内 ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	

【事故】

	クレーム内容	申告期間(到着日含む)	対応及び処置	現認
事故	①修復歴の発覚 但し、分解しないと判明しない 修復歴（落札車両を引取後、分解して発覚した修復歴）はノークレーム	車両到着後翌日17時まで	内規に定める値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担） 但し、R点で出品会員申告以外の修復箇所の発覚はUKT判断	
	②溶接交換（リアクォータ等） が発覚した車両で修復歴車とはならないが、商品価値が大きく変わると判断される車両、評価が大きく違う車両		内規に定める値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	③フレーム修正機による修正機跡が存在しても重要箇所を引延作業した形跡がない場合		内規に定める値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	

【機関・機構】

	クレーム内容	申告期間(到着日含む)	対応及び処置	現認
機関・機構	①ラッシュアジャスター、カムシャフト系の不良。エンジン本体の著しい異音、または不具合	車両到着後3日まで	内規に定める値引き 但し、原則として15万km以上はノークレーム（UKT判断） キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	②クランクメタル、ピストンの不良、焼き付き不良		ノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	③ガスケット、パッキン類からのオイルまたは水漏れ大、およびバルブシール不良の白煙、黒		内規に定める値引き	
	④オーバーヒートによるヘッドガスケット不良		原則内規に定める値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑤マウント、ブッシュの不良		UKT判断により、部品支給または内規に定める値引き	
	⑥ブーツの不良		内規に定める値引き	
	⑦タイミングベルト切れ		2章3条の3に基づき輸送が完了してクレーム期限が来るまでは出品会員責任で判断する	
	⑧燃料漏れ		ペナルティ（5万円）+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑨噴射ポンプ不良、ラジエーター不良		部品支給または値引き キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑩ターボ、スーパーチャージャー等の過給機系不良または		内規に定める値引き 社外品等の改造車はUKT判断	
	⑪マフラー腐食穴、排気漏れ		中古部品支給または内規に定める値引き 但し部品単価20,000円（税抜）未満はノークレーム	
	⑫クラッチ滑り（MT車）		搬出できない状態であれば内規の定める値引きまたはノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（片道出品会員負担）	○
	⑬AT滑り、変速ショック、タイムラグの不良、デフ不良及び社外		UKTの判断により内規に定める値引き 原則として10万km以上はノークレーム（UKT判断）	
	⑭ミッションの機構の違い		特殊MT車（M/Tクラッチレス車等の未記入）キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑮ドライブシャフトの不良、プロペラシャフト不良		原則10万km以上はノークレーム（UKT判断） 部品支給または内規に定める値引き対応 但しドライブシャフト上限1万円/1本	
	⑯ミッションケースの割れ、歪によるオイル漏れ		内規の定める値引き ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	

【その他】

クレーム内容	評価点			対応及び処置	現認
	6～3点	R点	2～1点		
	申告期間(到着日含む)				
①落札金額5万円以下の車両	-			違法車、災害車は通常通りクレーム対象 その他出品店の誤記入については原則値引きとし、キャンセルの場合はペナルティ半額とする 事故歴車およびエンジン、ミッションの重要箇所の不具合大の場合、UKT判断により値引き	
②部品代国産2万円、輸入車3万円未満				工賃の多額なものはクレーム対象の場合あり	
③盗難車および犯罪関与車等 (車台ナンバー改ざん車)	無期限			キャンセルペナルティ（10万円）+ 落札代金+全ての諸経費（実損金）+ 陸送費（往復出品会員負担） 盗難車等を理由とし車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押押収された場合、出品会員へ車両または譲渡書類の返還なしに契約解除	
④差押、抵当権設定車				キャンセルペナルティ（10万円）+ 落札代金+全ての諸経費（実損金）+ 陸送費（往復出品会員負担） 但し受託者の責任において優先的に解除処理を行うものとする	
⑤接合車（ニコイチ）	車両到着後90日まで			キャンセルペナルティ（5万円）+ 落札代金+全ての諸経費（実損金）+ 陸送費（往復出品会員負担）	
⑥災害車（冠水、水害車）					
⑦Nox不適合車	書類到着後3日まで (車検証に不適合の表示なしの場合は全て適合とみなす)			CCS適合の記載がある場合に限り ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
⑧レスオプション	車両到着後3日まで	-		原則として値引き対応、キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
⑨セールスポイント記入のもので正常に作動しない場合	車両到着後3日まで			悪質なものはUKTの判断によりペナルティ 年式、走行距離の制限なし	
⑩クレーム申請が未解決の車両を転売した場合	-			ノークレーム 但し書類到着後確認を要するもの、冠水車、メーター改ざん車、違法車等の重大欠陥クレームは除く	

【記載間違い・未記入】

クレーム内容		申告期間(到着日含む)	対応及び処置	現認
記載間違い・未記入	※誤記入は原則としてノーペナルティキャンセル+手数料+陸送費は出品会員負担			
	①登録No、認定型式、排気量、駆動、最大乗車定員、最大積載量、色コード、指定/類別、走行メーター、走行距離の記入間違い・未記入	車両到着後翌日17時まで	車名・車種名、車台番号はノークレーム 排気量、駆動、最大積載量は複数ある車両の場合はノーペナルティキャンセル+全手数料+陸送費または内規に定める値引き、一種類のみの車両はノークレーム 色コード、走行メーター、走行距離の記入間違いはノーペナルティキャンセル+全手数料+陸送費または内規に定める値引き	
	②AC、AW、PS、ターボ、PW、SR、TV、ナビ、車載器、社外品等の有無		実在している車両スペックであればノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担） 実在していない車両スペックであればノークレーム	○
	③ミッションのAT・MT違い			
	④ミッションの段違い。 5F、4F、コラムフロア			
	⑤セールスポイントの有無の書き間違い（②項に該当しないも		部品支給可能なものは原則部品支給 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担） 但しAAC・AC、WAC・ACの記入間違い等はペナルティ（2万円）+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	○
	⑥セールスポイント等に記入があり社外品の申告がないもの。 アルミ、オーディオ等			
	⑨ドア形状の書き間違い		実在している車両スペックであればノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担） 実在していない車両スペックであればノークレーム	
⑩燃料の書き間違い	ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）			

記載間違い・未記入	⑪グレード、準グレード（限定車、記念車、パッケージ車）の書き間違い	車両到着後翌日17時まで	ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑫車検証上の初度登録の書き間違い、登録遅れ申告漏れ		ペナルティ（2万円）+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑬乗車定員、積載量の書き間違い		ノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑭ワンオーナー表示の書き間違い。ワンオーナーとは自家用で新車名義の車両または新車名義より商品車登録にした車両である		内規に定める値引きまたはペナルティ（2万円）+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	
	⑮リサイクル料の相違		実際の料金より少なく書いた場合は落札会員に再度請求はできないものとする	
	⑯車検期限の書き間違い		5,000円/1ヵ月 6ヵ月以上異なる場合または抹消された場合はキャンセル対象	
	⑰保証書、記録簿、整備手帳等の有無（記載があるもの）		保証書の保証期間内の場合、キャンセル対象 値引きの場合は登録後1年以内50,000円、3年以内30,000円、それ以上は10,000円	
	⑱モデル年式の書き間違い及び輸入車（逆輸入車を含む）にてディーラー車、並行車に間違いまたは並行輸入車申告漏れ	書類到着後3日まで	輸入車にてモデル年式未記入の場合はモデル年式不明とみなし ノークレーム	
	⑲車歴の書き間違い（レンタカー、事業用）記載の無いものは自家用とみなす リース車も自家用とみなす		1・4ナンバーの車両について、車歴がレンタカー記載であったが過去に自家用として記載があった場合、または自家用記載であったものの過去にレンタカーとしての記録があった場合はノーペナルティキャンセル+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担） 記載間違い、未記載はペナルティ（2万円）+落札代金+全手数料	
	その他注意事項等の未記入と思われるものは、UKTの判断によりクレーム対象となる場合がある			

【バン・トラック】

	クレーム内容	申告期間(到着日含む)	対応及び処置	現認
バン・トラック	①上物動作不良	車両到着後3日まで	②⑦車検取得時に支障があると認められた場合のみ ④上物の年式が2年以上古い場合のみ トラックの架装部分にある装備の損傷はノークレーム（荷台の穴、サイドガードの曲がり、リヤバンパーの歪み、リフレクターの破損など）	
	②車検証形状相違			
	③積載量相違・寸法（諸元）相			
	④上物・ボディ載替			
	⑤上物証明書類の欠品（記載がないものは除く）			
	⑥型式に「改」表記無			
	⑦構造変更を必要とし申告が無い場合			
	⑧3トン吊り以上のクレーン車や特殊車両のクレーン検査証等の有無			
	⑨ミッションの機構違い		特殊MT車（M/Tクラッチレス車等の未記入）キャンセルの場合はノーペナルティ+落札代金+全手数料+陸送費（往復出品会員負担）	

※ クレーム期間の起算日は車両到着日を含む。

※ CCSには純正（原則としてメーカーライン装着品、ディーラーオプションのみ）を記載することができ、社外品の場合は社外品と記載し出品するものとする。

※ 書類到着後のクレームにてキャンセルの場合でも逸失利益は認めないものとする。

41条（LUM-R限定でクレームが成立しない条件）

- 1 法定点検費用、一般整備費用、板金費用、塗装費用、改造費用、ルームクリーニング費用。
- 2 移転登録費用。
- 3 輸出に係わる手続費用／輸送費用。
- 4 他のオークション等に出品した場合に発生する費用。（出品に係わる費用、ペナルティー費用等）
- 5 車両保管地からの引取時に、クレームが判明した場合の輸送費用及び輸送キャンセル費用。

6 クレーム申告に掛かる修理見積等の取得費用。

42条 (クレーム成立時の返却輸送費用)

- 1 落札会員が引取を行った車両保管地から、離島を除く国内の地点までの料金とします。
- 2 但し、沖縄などの島及び離島の場合は、島内の輸送料金を限度とし、海上輸送等の輸送料金は対象外とします。

第8章 ペナルティ規定

43条 (ペナルティ一覧及び事務局ペナルティ)

- 1 ペナルティは以下の通りとします。

ペナルティ名	詳細	料金
成約解除ペナルティ	成約日の翌営業日午前10時までUKTに申し出た場合	50,000円 ※出品料、成約料、落札料の返却はなし
落札解除ペナルティ	落札日の翌営業日午後5時までUKTに申し出た場合	※別途、各種手数料が必要
搬出遅延ペナルティ	搬出期限超過時	小型5,000円+実費 大型車10,000円+実費
強制契約解除ペナルティ		50,000 円
特別契約解除ペナルティ		100,000 円
禁止行為違反ペナルティ	直接連絡ペナルティを含む	50,000 円
移転登録前走行ペナルティ		40,000 円
譲渡書類再交付ペナルティ	抹消書類紛失の場合	100,000 円+実費
	その他 1 点につき	40,000 円+実費
譲渡書類送付遅延ペナルティ	落札日の7日以降	10,000 円
	以降 7 日単位毎に加算	10,000 円
名義変更遅延ペナルティ	名義変更期限超過時	10,000 円
	以降 7 日単位毎に加算	10,000 円
税止め不申告ペナルティ	落札会員が軽自動車の税止め申告を怠って名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合	10,000 円
車検拒否ペナルティ	申告時	10,000 円
	以降 7 日単位毎に加算	10,000 円
自動車税納付未確認ペナルティ	発覚時	10,000 円
	以降 7 日単位毎に加算	10,000 円
事務局ペナルティ	成約及び落札解除ペナルティ期限超過した時等 ※UKT判断により既定のペナルティ料を支払うことにより受け付ける場合がある	100,000円 ※別途、各種手数料が必要

44条 (差し替えペナルティ・再交付ペナルティ)

- 1 落札会員による譲渡書類の紛失、名義変更遅れ、譲渡書類の有効期限切れ、書き損じ等をし、譲渡書類の差し替えまたは再交付を希望する場合、落札会員は上記に定めるペナルティ及び譲渡書類の再交付に必要な実費を支払いUKTに依頼するものとします。
- 2 但し、自動車損害賠償責任保険証明書の紛失は差し替え不可とします。
- 3 UKTは依頼を受理した場合、落札会員にペナルティを科すとともに出品会員に再交付を依頼し、ペナルティ料の支払確認後に落札会員に書類を送付するものとします。
- 4 差し替えの原因が出品会員の責任によるもの（捺印のみされており、正しく記入がされていない書類である場合等を含む）が明らかな時は、出品会員は自己の責任により書類の差し替えを行うものとします。
- 5 4項の場合を除き、差し替えに日数を要することにより発生する問題については、出品会員は責任を負わないものとします。
- 6 差し替えおよび再交付の依頼は、全てUKTに依頼するものとします。
- 7 譲渡書類の差し替えペナルティ及び再交付ペナルティは 1 点につき 40,000 円とします。
- 8 但し、100,000 円と再交付に要する実費（領収書等で金額を確認でき、UKTが相当と認めた費用）を上限とします。

45条 (搬出遅延ペナルティ)

- 1 落札会員が搬出期限内に引き取ることができなかった場合、UKTは出品会員の申し出に基づき搬出日等を調査の上、ペナルティを科すこととします。
- 2 1項のペナルティは、落札会員より徴収後UKTから出品会員へ支払うものとします。
- 3 出品会員は落札会員へ成約車両を搬出期限内に受け渡すことができなかった場合、売買契約の解除を受け付けるものとします。その場合、ノーペナルティキャンセルとします。

46条 (譲渡書類の送付遅延ペナルティ)

- 1
- 出品会員による成約車両の譲渡書類の送付期限は、LUM開催日から起算し、土、日、祝日を除く2日以内とします。
- 2
- 送付期限を越えた場合、UKTは出品会員に対して譲渡書類送付遅延ペナルティを科し、これを落札会員に支払うものとします。
- 4
- 譲渡書類の遅延日数が30日を越えた時は、落札会員は当該車両の売買契約を解除することが出来るものとし出品会員へ事務局ペナルティを科すものとします。
- 5
- 3項の場合、UKTは出品会員に対し特別契約解除ペナルティを科すと共に、出品会員は落札会員が被った損害を補償するものとします。
(逸失利益は除く)
- 6
- 落札会員が落札代金の支払期日を超過した場合、1項及び3項のペナルティを受け取る権利を失うものとします。
- 7
- 出品会員による4条11項の違反に対しては、自動車税納付未確認ペナルティを科し、これを落札会員に支払うものとします。
- 8
- 車検拒否ペナルティに該当するとUKTが判断した場合、車検拒否ペナルティを出品会員に科し、落札会員へ支払うものとします。

47条 (直接連絡ペナルティ)

- 1
- 落札会員が出品会員または車両の前名義人に対し直接連絡（書類の差し替え依頼等を含む）した場合、LUM-Rの一時参加停止と直接連絡ペナルティを科すことができるものとします。

48条 (事務局ペナルティ)

- 1
- UKTは、会員によるLUM-R規約違反が長期に及んだ場合、事務局ペナルティを科し売買契約を解除することができるものとします。

49条 (その他ペナルティ)

- 1
- UKTは、会員によるLUM-R規約違反の程度が著しいと認める場合、会員の権利を剥奪するものとします。

第9章 売買契約の解除

50条 (キャンセル)

- 1
- 出品会員又は落札会員は、落札確定後の自己都合により、1台につき規定の条件のキャンセル料を支払うことで、売買契約を解除できるものとします。
- 2
- 申告はUKTに対して行うものとし、相手方と直接行わないものとします。
- 3
- 出品会員は当該落札車両の代金を落札会員に対し、速やかに返金するものとします。
- 4
- 相手方への返金又は支払いはUKT経由にて行うものとし、支払期日はUKTの請求に基づくものとします。
- 5
- キャンセル時の出品料、成約料、落札料の返却はないものとします。
- 6
- 出品会員によるキャンセルの申告期限はLUM-R開催日翌営業日の10時とし、落札会員はキャンセル料を受け付け従うものとします。
また、すでに搬出済の場合はキャンセル料、往復陸送費及び諸費用を負担することで売買契約を解除できるものとします。
- 7
- 書類不備の原因が郵便事故による紛失などの当事者以外の場合は、発送者の責任とします。
- 8
- キャンセル料は落札会員および出品会員共に以下の金額とします。但し、申告期限を過ぎたキャンセルに関しては別途ペナルティを科しUKT判断にて金額を定めるものとします。

キャンセル料（1台）	小型・大型	消費税等	（単位・円、振込手数料別）
	50,000	なし	

(落札会員キャンセル)

- 9
- 落札会員の申告期限は、LUM-R開催日の翌営業日17時までとします。但し、期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、期限日の翌営業日の17時とします。
- 10
- 落札車両を引取済の場合は、キャンセル申告後速やかに出品会員の車両保管地へ返却を行なうものとします。
- 11
- 落札会員キャンセルにおいて落札会員は、車両保管地へ速やかに車両を返却するとともにそれにかかる輸送費用を負担する事とします。
- 12
- 落札会員は落札した車両が車検受検拒否に該当する場合、出品会員に対し車検受検拒否ペナルティの申告を行い14日以内に受検可能とできなかった場合キャンセル可能とします。
- 13
- 落札会員が落札したにも関わらず、自らの都合で規定の期間内に車両代金の支払いを行わない場合、且つ規定の期間を大幅に超過しても車両の引取を行わない場合、事務局キャンセル扱いとなりペナルティを支払うものとします。

(出品会員キャンセル)

- 14
- 出品会員の申告期限は、LUM-R開催日翌営業日の10時とします。
- 15
- キャンセル料に加え、往復輸送費用又は引取手配費用（以下、輸送費用）の負担は、出品会員とします。
- 16
- 落札会員は、先行して輸送手配を行った場合においても、出品会員が陸送費の負担及びUKTが科すペナルティを支払う事で、キャンセルを了承するものとします。
- 17
- キャンセル料の支払期限は、土曜日、日曜日、祝日を除き、UKTの請求に基づくものとします。
- 18
- 落札車両において下記の事実が判明した時は、UKTは協議の有無に関わらず、当該車両の売買契約の解除ができるものとします。
- 19
- 譲渡書類の全部または一部が、譲渡書類の送付期限より30日を経過してもなおUKTに提出されなかった場合。
- 20
- 車両または譲渡書類に法的な問題があり、所有権移転が不可能とUKTが判断した場合。
- 21
- 法的に問題のある車両で盗難、車台番号改ざん、詐欺等により仮差押または刑事事件の証拠として差押え、押収された場合。
- 22
- 特別な記載なく出品された車両で冠水車、接合車、災害車、メーター改ざん車、エンジン載換等の重大な欠陥が判明した場合。

但し、メーターの改ざんまたはメーターの交換が整備記録簿等から判明した場合は、車両到着後30日目の午後17時までにクレームの申請をするものとします。

23 CCS記載内容のうち、次に掲げる重要事項の誤記入または未記入が判明した場合。

- ① 傷の未記入・誤記入
- ② 装備の欠品・不良・誤記入
- ③ 車名の誤記入
- ④ 車歴の誤記入
- ⑤ 年式の誤記入または登録遅れの未記入
- ⑥ グレードの誤記入
- ⑦ 型式の誤記入
- ⑧ 準グレード（限定車、記念車、パッケージ社）等の誤記入
- ⑨ エンジンの規格外（ターボ有無等を含む）
- ⑩ 重要装備（シフト、革シート、SR、PS、PW、AC等）の有無及び誤記入
- ⑪ 輸入車または並行輸入車の違い
- ⑫ ディーラー輸入車の違い
- ⑬ 特殊MT車（クラッチレス等）の未記入

24 UKTの判断により、評価点が以下の通り変更された場合。

- ① 評価点が1または2であった車両で骨格部分で損傷および修復歴が発覚した時
- ② 評価点が3.5であった車両が2段階評価下落した時
- ③ 評価点に関わらず外装及び骨格部分の溶接交換が発覚した場合

25 車検受検拒否車両であることが判明したにも関わらず、書類到着後14日経過しても出品会員が是正措置を講じない場合。

26 その他、重大なクレームとUKTが認めた場合。

27 前項各号の申告期限およびペナルティ代金は別に定めるものとします。

28 売買契約が解除した場合でも、UKTは出品会員に対し出品料、成約料を返還しないものとします。

29 機関・機構・装備品の不具合の状況がディーラー等第三者により確認され、出品会員及び落札会員双方がキャンセルに合意した場合、キャンセル成立の時点で売買契約は解除されたものとみなし、UKTは出品会員からの当該不具合箇所に関する異議申し立てを受け付けないものとします。

51条 （キャンセルに伴う損害賠償）

1 UKTは、出品会員または落札会員の倒産又は解散等によるキャンセルに関わる一切の損害賠償を行わないものとします。

第10章 譲渡書類の規定

52条 （譲渡書類の提出）

1 出品会員は、譲渡書類を落札確定日を含む2営業日までに、UKTへ提出するものとします。

2 有効期限のある譲渡書類は、LUM-R開催日の翌月末日まで有効なものを提出するものとします。

53条 （提出を受けた譲渡書類の引渡し）

1 UKTは、LUM-R開催日から起算し土、日、祝日を除く、10日以内に落札車両代金の入金を条件に落札会員に引渡すものとします。

2 譲渡書類に不具合が発覚し期限の10日以内に落札会員に引渡しができない場合は、出品会員に譲渡書類送付遅延ペナルティを科すものとします。

3 規定の期間を大幅に超過して出品車両の書類不備が解決できない場合、出品会員に事務局ペナルティを科し売買契約を解除できるものとします。

4 前項の場合、出品会員は出品時の車両保管地と落札車両の保管地との往復輸送費用を負担するものとし、落札料の返金はしないものとします。

54条 （所有権の移転）

1 落札車両の所有権は、UKTが落札会員に落札車両及び譲渡書類の引渡しを完了した時点で、出品会員から落札会員へ移転するものとします。

55条 （自賠償）

1 UKTは、自賠償に記載されている車台番号等の記載訂正、又は承認請求書の発行は行わないものとし、落札会員が最寄りの保険会社にて自ら手続きを行うものとします。

2 落札会員が、自賠償証券を紛失した場合の再発行は、行わないものとします。

56条 （リサイクル料金）

1 出品会員は、出品時においてリサイクル料金の預託の有無、預託されている場合は、その預託金額を申告するものとします。

2 入札会員は、リサイクル券添付の有無にかかわらず、CCSに表示されたリサイクル預託金相当額を、入札金額に付加して支払うことを了承し

- 入札を行うものとしします。
- 3 落札会員は、預託済みのリサイクル料金を、落札車両の代金に付加して支払うものとしします。
- 4 出品会員、落札会員ともに預託の有無及び預託金額の誤りを確認した場合は、LUM-R開催日から30日以内にUKTに申告し、正しい金額に清算できるものとしします。
- 5 リサイクル料金の預託されていない車両を落札した場合、落札会員は自らの責任においてリサイクル料金を預託するものとしします。
- 6 リサイクル券は添付しないものとし、落札会員の費用負担にて入手するものとしします。

第11章 個人情報の取扱い

57条 (個人情報)

- 1 会員は、本規約の履行にあたり知り得た個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守するものとしします。
- 尚個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項の定義によるものとしします。
- (1) 個人情報を出品に関わる作業の実施のためのみに用いるものとし、その他の目的には一切使用しないものとしします。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改竄及び漏洩等を防ぐために、万全の措置を講じるものとしします。

58条 (個人情報の利用目的)

- 1 個人情報を以下の目的のために利用するものとしします。
- ① 会員登録および管理
 - ② 入札会への出品および落札車両の搬入・搬出時の確認
 - ③ 出品車両または落札車両の精算業務（車両の書類確認・車両代金の精算）、出品に関する書類管理、処理に用いる（移転登録等）
 - ④ 落札車両の登録名義の移転、新規登録等に必要な書類(車検証、譲渡証等)および落札車両に付随する書類（自賠責保険証、保証書等）に記載されている個人情報の取得とLUM-R会員への提供
 - ⑤ 落札車両の登録名義が変更されたことを証する車検証の写しに記載されている個人情報の取得と会員への提供
 - ⑥ 会員の与信判断および与信管理
 - ⑦ 指定陸送会社に対する輸送に必要な情報の提供
 - ⑧ 営業活動（郵便、電話、電子メール等の方法による出品依頼等）
- 2 UKTは出品会員の個人情報を、正当な理由のない限りLUM-R会員の同意を得ることなく他社、第三者に提供しないものとしします。
- （④、⑤、⑦の場合を除く）
- 3 但し人命、人権または財産の保護のために必要がある場合、司法機関、警察等の公共機関による法令に基づく要請に協力する場合、連帯保証人からの請求があった場合、その他法令に従う場合、LUM-R会員の同意を得ることなく情報開示をできるものとしします。

以上